

虐待防止対策指針

1. 目的

事業所や利用者家族などによる高齢者虐待を防止するための各種活動や体制を整備することを目的として、本指針を策定する。

2. 虐待防止に関する基本的な考え方

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準」「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」及び関係する解釈通知等に即し、当施設は利用者の尊厳を保持しその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう下記の虐待に定義の内容及び関連する不適切なケアを一切おこなわないこととする。又、虐待の発生防止に努めるとともに、早期発見・早期対応・再発防止について、すべての職員がこれらを認識し、本指針を遵守し高齢者福祉の増進に努めるものとする。

(虐待の定義)

虐待とは、職員等から利用者に対する次のいずれかに該当する行為をいう。

(1) 身体的虐待

利用者の身体に外傷を生じ、もしくは生じる恐れのある行為を加え、又は正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。

(2) 性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること、または利用者をしてわいせつな行為をさせること。

(3) 心理的虐待

利用者のに対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応または不当な差別的言動、著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

(4) 介護放棄（ネグレクト）

利用者を衰弱させるような著しい減食または長時間の放置、前項までに掲げる行為と同様の行為、利用者を擁護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

(5) 経済的虐待

利用者の財産を不当に処分すること、利用者から不当に財産上の利益を得ること。

3. 管理体制

(1) 担当者

事業所や利用者家族などによる虐待防止を推進し、虐待ゼロを実現・継続するために虐待防止担当者を設置する。

(2) 虐待防止対策委員会

(委員会の目的)

事業所や利用者家族などによる虐待の防止を推進し、利用者の安全と人権保護の観点から、適正な支援が実施され、利用者の自立と社会参加のための支援を妨げることのないよう「虐待防止対策委員会」を設置する。

(構成員)

- 委員長は、虐待防止対策責任者とする。その他の委員は、身体拘束等適正化委員会と同じとし、施設長（医師）、看護職員、介護職員、支援相談員その他とする。必要ある場合に第三者委員を加えることができる。

(委員会の開催)

- 委員会は、3か月に1回以上開催定期的に開催し、その内容は事業所職員に周知する。

- (2) 法人事業内で虐待事例が発生した時には即時必ず開催する。
- (3) 会の開催の必要があるときは委員長が招集し開催し、その内容は職員に周知する。

(委員会の業務)

委員会は次に掲げる事項について審議する。

- (1) 虐待に関する情報収集、分析、対策計画の策定
- (2) 利用者の状況把握、分析、対策計画の策定職員、職場の状況把握、分析、対策計画の策定
- (3) 虐待の一歩手前となる「不適切ケア」の把握、分析、対策計画の策定
- (4) 各部での虐待防止対策実施状況の把握、分析、対策計画の策定
- (5) 職員研修の計画立案、実行
- (6) 本委員会その他事業所内の組織に関すること
- (7) 指針の整備に関すること
- (8) 虐待に関する相談・報告体制、市町村への通報、再発防止策とその効果評価に関すること
- (9) その他、虐待防止に関すること

(委員会の責務)

- (1) 虐待が起こらないよう事前の措置として、職員の虐待防止意識の向上や知識を周知し、虐待のない施設環境づくりを目指す。
- (2) 委員会の委員長及び委員は、目頃より利用者の支援の場に虐待及び虐待につながるような支援を行われていないか観察し、必要があるときは職員に直接改善を求め、指導する。
- (3) その他各委員会とも連携をとり利用者の虐待の疑いのある事案や支援等に問題がある場合は、各委員会と協議し、協同で会議を開催する等、虐待防止の対応・対策及び改善を図る。
- (4) 委員会の結果について職員に周知する。

4. 虐待等が発生した場合の対応方法について

虐待もしくは虐待が疑われる事案を発見した場合には、利用者の安全・安心の確保を最優先に努め、受診が必要な場合は、事故発生時の手順に準じて対応する。

- (1) 職員が発見した場合は、速やかに管理者、各所属責任者、虐待防止委員会（責任者）、市町村（通報義務）に報告する。必要に応じ法人本部に報告する。
- (2) 責任者は虐待の実態、経緯、背景等を調査し、正確な事実確認を行う。
- (3) 責任者は虐待防止委員会を開催し、調査内容、原因分析、再発防止策の検討を行う。
- (4) 管理者は、報告された内容が不十分な場合は、再調査又は再検討を責任者に指示する。
- (5) 再発防止策等は全職員に情報共有し周知徹底をおこない再発防止する。
- (6) 虐待等について市町村の調査は行われる場合は、責任者・報告職員が対応する。
- (7) 緊急対応が必要と思われる場合は、必要な防止策を速やかにとる。
- (8) 発生に至る経過を分析し、早急に再発防止策を立て、関係者、自治体などへも報告する。
- (9) 虐待等を行った職員については、就業規則や法に基づき適切な処分を行う。

5. 虐待が発生した場合の相談・報告体制に関する事項

- (1) 虐待事案は、虐待を裏付ける具体的な証拠がなくても、利用者の様子の変化を迅速に察知し、それに係る事実確認や管理者・各所属責任者・虐待防止委員会責任者等への報告を行う。
- (2) 虐待もしくは虐待が疑われる事案を発見した職員は、管理者・各所属責任者・責任者及び市町村に第一報として報告を行う。
- (3) 管理者および虐待委員会責任者は、利用者とそのご家族には誠意をもって謝罪し、虐待の実態、経緯、背景等の調査、再発防止策を速やかに行う旨伝える。
- (4) 管理者は、虐待防止委員会で検証された、虐待の実態、経緯、背景、再発防止策を家族等及び市町村

に報告する。

- (5) 施設は、家族がいない又は、家族の支援が著しく乏しい利用者の権利擁護が図られるよう、親族及び地域包括支援センター等と連携し、成年後見制度が利用できるよう支援する。
- (6) 職員および委員会は、利用者から成年後見制度に関して、相談、利用の申し出があった場合は積極的に支援する。
- (7) 職員は、利用者からの申し出がない場合も、成年後見制度の利用が本人の生活の質の改善に効果的だと判断した場合は、管理者または委員会へ相談・報告する。
- (8) 管理者または委員会は、相談・報告を受けた場合または、自らその必要性を把握した場合は、必要がある際は、積極的に相談・支援を申し出る。

6. 虐待防止の為の職員研修

職員に対する虐待防止のための研修内容として、虐待等の防止に関する基礎的内容等の知識を普及・啓発するものであるとともに、この指針に基づき虐待の防止の徹底を図る内容とする。

- (1) 定期的な教育・研修（年2回以上）の実施とその記録保存
- (2) 新任者に対する虐待防止のための研修の実施とその記録保存
- (3) その他、必要な教育・研修の実施
- (4) 関係機関等により提供される虐待防止に関する研修会等には積極的に参加し、利用者等の権利擁護とサービスの質の向上を図るよう研鑽に努める。

7. 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

- (1) 施設は、虐待に係る苦情が生じた場合、誠意をもって対応するとともに、苦情処理委員会、市町村、国民健康保険団体連合会においても苦情を受けて付けている旨を家族等伝える。
- (2) 虐待に関する苦情については、迅速かつ丁寧に対応する。
- (3) 苦情解決への対応策は、本人、家族へ丁寧に説明する。
- (4) 苦情があった場合は、緊急に委員会を開催し、その内容について把握・審議する。
- (5) 必要に応じて、虐待に関する専門家、法律関係者などを交えて解決方法について協議する。
- (6) 必要がある場合は、公正中立な第三者機関、法的機関、自治体を交えて協議、対応する。

8. 当該方針に関する事項

- (1) 本指針は公表し、利用者・家族・従業者等がいつでも自由に閲覧できるようにする。
- (2) 本指針は虐待防止委員会において定期的に見直し、必要に応じて改訂するものとする。改訂時には、改訂内容について、全職員に周知徹底する。

附則 1. この指針は、令和6年4月1日より実施する。